

議題 1. 中島先生 (九大) 主催の P H R セミナーについて、受講報告

以下、大神

セミナータイトルは、「生活習慣病領域における治療アプリや P H R (Personal Health Record) に関するシンポジウム」

開催概要だが、厚労省から「データヘルス改革と電子カルテ情報の標準化について」、糖尿病医療の情報化に関する合同委員会から「デジタルヘルスと P H R」、製薬会社 (大日本住友製薬 (株)、アステラス製薬 (株)) による「デジタルセラピー」、T I S (株) による「P H R ヘルスケアサービス」、そして富士通 Japan (株) の「P H R に向けた電子カルテの標準化の試み」、という講演があった。それぞれの講演内容について簡単に説明する

1. 「データヘルス改革と電子カルテ情報の標準化について」

マイナポータル等を通じて健康診断や健康管理に有用な医療情報を本人が閲覧できる仕組みで、本人同意のもとに同じ情報が全国の医療機関でも閲覧可能となる。患者本人にとって最適な医療を実現するために、医療機関の間で電子カルテ情報を相互に閲覧できる仕組みなどの標準化を進めている。

全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大と、電子処方箋の仕組みの構築、自身の医療・保健情報を活用できる仕組みの拡大、ということで、この中に PC やスマートフォンを利用した P H R の仕組みも想定されて進んでいる。

2. 「デジタルヘルスと P H R」

エビデンスに基づいて疾病の情報管理・治療を行う情報を提供するアプリ等使って行うデジタル治療について講演。医療情報は原則として 1 ユーザーが 1 つの P H R を持ってユーザー自身が管理する。

現状では管理したい情報と管理できている情報で乖離があるということで、医療機関での検査値と家庭での検査値、薬の服用記録、自身の病歴で受診日管理、食事内容の管理などの希望が特に多い。また食事療法・運動療法・薬剤療法や患者との双方向コミュニケーション構築ツールとしての役割に P H R ・デジタル治療への期待としてなど。

3. 1 デジタルセラピューティックス (D T x) 開発の現状と課題

3.2 製薬会社が開発するデジタルセラピューティックスと普及に向けた課題

デジタルセラピューティックス (D T x) とはアプリを用いた健康アプリと診断・予防、疾病管理のプログラム医療機器の合わさったもので、デジタルセラピーを早期診断に向けたという、医療従事者が使用する医療機器としてのデジタルツールと、医薬品に近い患者自身が操作する両軸がある。従ってベンダーとして認証制度を作ってほしいという要望がある。

4. P H R ・ヘルスケアサービス関連企業

TIS（株）におけるヘルスケア領域での取り組みと、民間事業者が抱える P H R 利活用の課題。ヘルスケアデータを個人のものに、というスタンスでヘルスケアデータを個人のものとして一元化して共有する。すべてのライフステージで「いきいきとした」生活をサポート可能に、ということで、これは我々 P H R 協会が長年主張している事とほぼ同様な取り組みと思う。

5. 医療情報システム企業

富士通（株）における P H R に向けた電子カルテ標準化の取り組み事例と課題の発表。これまでのデータはこれからのためにというスタンスで電子カルテシステムを中心にした全体の個別化医療、地域医療連携を考えている。クラウド上にデータを集めて、診療記録もクラウドに転送し、暗号化して管理する。病院・クリニックの個人情報自分のスマートフォンで管理して、個人の意志でクラウドデータに転送し、クラウドで預る事で自分のデータを活用する。ただ課題として P H R のセキュリティ上の安全な管理・運用がある。

議題 2、P H R 連携委員会、委員からのコメント

前田：

富士通（株）の講演のように本人が自分の情報をクラウドに上げる、ということが大切。データが本人以外のところからクラウドに入って行くのではなく、本人が自分でコントロールできる、この形がいいかなと思う。

大神：

その通りで、織田先生のアプリで実証実験を予定しているが、本人が自分の意思で自分の記録を人に見せる、見せたくない部分は見せないという、アナログ的な、個人が自分のお金を自分の意志でお金を使うような、P H R は使うべき目的があって使うべきだと考える。

細羽：

治療用のアプリが認証されるということだが、そのアプリは P H R を前提としているのか？

大神：

そうではない。例えば身長、体重、血圧などを入れて、ロジックを組んであなたはこうだから、こういう風な状態だから、こうしなさい、ああしなさいみたいな、そういうレコメンデーションを返してくるというのが、多分治療に相当するのではないかと思う。

細羽：

しっかりとしたPHRアプリがあると、そういう治療もやりやすいし、結果の評価もしやすいような気がする。

逆に、そういう治療用のアプリからPHRがある程度規定されてくるようなこともあり得る気がした。

織田：

PHRの技術は進むと思うが、本人がコントロールするというのが1番大切。これをどの様に周りがサポートする、できるかが問題となり、時代が変わって、世代が変われば進むと思うが、今の時点で国民の多くの人が使えようものを作るのは難しい。その間、ある程度サポートがないと一定レベルの人たちが使えず、効果が上がらない。どこまで技術が進んでサポートの体制がとれるか、それから個人のレベルがどのスピードで上がってくるか、時代と様子を見ながらやっていくしかないと思う。

大神：

PHRという言葉自体がどんどんと拡大し、議論が進んできてベンダーも増え、興味持つ人も増えてきた。ただ何でもありという様なPHRは違うとも考えていて、どんなレベルの情報を扱っていて、それが正しく医療機器が捉えたデータなのか、確からしい検査データなのか、一方で個人の健康記録も全部PHRという言葉で括るのはどうかと。我々PHR協会が考えるPHRはきちんと定義されているが、ともすれば定義を超えても良いではないか、という方向に行く印象があって、そのあたりのPHR自体の制約みたいな話は、しっかりと見ていかなくてはならないと思っている。

議題3、 次回開催は2月21日（月）18:00～